

## 令和6年度 クリエイティブ人材誘致事業補助金募集要項

### 1 趣旨

鹿児島市では、本市の都市機能の集積を生かし、製品等の高付加価値化の促進や新たな価値を創造するクリエイティブ産業（注1）の振興を図るとともに産業集積を促進するため、首都圏等に集中しているクリエイティブ人材（注2）が本市へ移住（注3）した場合に、移住に要する経費に対して補助を行います。

注1）「クリエイティブ産業」とは、デザインをはじめ、映像・ゲーム等のコンテンツ（メディアが記録・伝送し、人間が鑑賞するひとまとまりの情報）など、個人の創造性や技術、才能に由来する知的ノウハウを活用した商品・サービスを生産する産業を指します。

注2）「クリエイティブ人材」とは、3の(1)の表の対象業種に該当する事業を行っている者で、本市のクリエイティブ産業の振興に資する者を指します。

注3）「移住」とは、鹿児島市外に直近1年以上居住した者が、定住する意思を持って鹿児島市内に居住することを指します。

### 2 募集内容

事業所（注4）改修及び設備投資に係る費用のうち、次に掲げる経費とする。

#### ① 事業所改修費用

- ・フローリング張替費用
- ・壁紙張替費用
- ・照明設置費用
- ・給排水設備改修費用
- ・防音工事費用
- ・その他市長が認めるもの

#### ② 設備投資費用（注5）

- ・工作テーブル購入費用
- ・工具、机、椅子購入費用
- ・業務用パソコン、ソフトウェア購入費用
- ・映像、音声制作機器購入費用
- ・インターネット、プロバイダ回線工事費用
- ・その他市長が認めるもの

注4）「事業所」とは、3の表の対象業種に該当する事業の用に供する施設を指します。

注5) 設備投資費用に関し、リース料やソフトウェア等の定額利用料(サブスクリプション)は補助の対象外となります。

### 3 応募資格

補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者(ただし、役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人の代表者等は対象者から除く。)とします。

(1) 下表に掲げるクリエイター、プロデューサー(注6)又はディレクター(注7)とします。

区分	対象業種	具体的な事業例
クリエイター	情報通信	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス等
	映像・コンテンツ制作	映像・音声・文字情報制作、広告制作、ゲーム、アプリケーション開発、WEB制作、デジタルコンテンツ制作及び写真等
	デザイン	グラフィックデザイン、WEBデザイン、建築・設計デザイン、インテリアデザイン、プロダクトデザイン、クラフトデザイン及び服飾デザイン等
	芸術	美術・音楽・演劇及びイラストレーター等
プロデューサー 又はディレクター	全業種	本人は創作活動を行わないが、クリエイターとともにビジネスを行う者

注6) 「プロデューサー」とは、映像・音楽・広告作品などの制作活動の予算調達や管理、制作全般を統括する者で、制作物の商業的な成否について責任を持つ者を指します。

注7) 「ディレクター」とは、制作物の作品としての質に責任を持つ者で、企画・立案・制作に関与して業務全般をつかさどる者を指します。

(2) 移住後に本市に主たる事業所を設ける個人事業者又は移住後に本市に主たる事業所を設ける法人の代表者で、いずれも常時使用する従業員の数が2名以下であること。ただし、情報通信業の場合は、常時使用する従業員の数は5名以下とします。

(3) 本市のクリエイティブ産業の振興に資する者であること。

(4) 補助金交付決定日以降に移住及び事業所改修や設備投資に着手し、令和7年3月31日までに完了できる者であること。

(5) 納期の到来している市税を完納していること。

#### 4 募集期間

- (1) 令和6年4月1日（月）から令和7年3月7日（金）までの期間内で、随時、受け付けます。ただし、予算に限りがあり、募集期間内でも受付を終了する場合があります。
- (2) 直接持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに、6ページの「10 お問い合わせ・申し込み先」へ提出してください。
- (3) 郵送の場合は、簡易書留で、6ページの「10 お問い合わせ・申し込み先」へお送りください（令和7年3月7日（金）必着）。

#### 5 補助額及び補助率

- (1) 補助額  
1件あたりの限度額は10万円とします。
- (2) 補助率  
補助対象経費の金額の2分の1以内

#### 6 選定件数

6件程度

#### 7 応募方法等

- (1) 「4 募集期間」に定める期間内に、次に掲げる申込書類に必要事項を記入し、必要な資料を添えて、持参又は郵送で提出してください。
  - ① クリエイティブ人材誘致事業補助金応募用紙（様式第1）  
※補助対象となる費用を証する書類を添付してください。  
(例：フローリング張替費用の見積書など)
  - ② クリエイティブ人材誘致事業補助金活動計画書（様式第2）  
※作品資料および解説として、必要な書類を添付してください。
  - ③ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第3）
  - ④ 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第4）
  - ⑤ 住民票（発行後3か月以内のもの、世帯員全員分）、法人の場合は代表者の世帯員全員分の住民票）  
※移住前に申請するときは、申請時の住所地の住民票のみで可。

移住後に申請するときは、本市への転入前、直近1年以上鹿児島市外に居住していたことがわかる証明書等（転入前住所地所在市町村が発行する住民票の除票など）も必要です。

- ⑥ 直近の事業年度の確定申告書の写し（法人の場合は法人登記簿謄本、定款及び直近の事業年度の決算書）

※決算書は「貸借対照表及び損益計算書」の写しで結構です。

- ⑦ 課税事業者・免税事業者届出書（様式第8）

- (2) 提出書類の返却や差し替えには応じることができませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出書類は、補助対象者の選定及び選定後の実績の確認以外の目的で使用することはありません。

## 8 申請から補助金の交付までの流れ

### (1) 申請

補助金応募用紙など必要な書類を提出します。

※申請は事業所改修又は設備投資を行う前であって、転入後3ヶ月以内の期間に行ってください。（転入前であっても申請は可能です。）

### (2) 審査

- 提出書類に基づき、資格要件や活動内容、本市のクリエイティブ産業の振興への貢献などを審査し、補助対象者を選定します。
- 審査結果は個別にご案内します。（申請後14日程度で補助金交付決定通知書を申請者に郵送予定）

### (3) 事業所改修及び設備投資

### (4) 実績報告

実績報告書等（住民票、領収書等）必要な書類を提出します。

### (5) 移住の確認、補助金確定通知

実績報告書などで移住を確認し、補助金確定通知書を送付します。

### (6) 補助金の請求、交付

- 補助金確定通知書が届いたら、補助金交付請求書を提出します。
- 補助金は、申請者の指定口座へ入金されます。

## 9 その他

- (1) 国又は県等から、経費の一部に対し補助金等の交付を受けている場合は、国等の補助対象となった経費を控除した額が、市の補助対象経費となります。

- (2) 実際に補助金の交付申請を行う際は、補助金の交付申請額から、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額）を控除していただくことになります。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
- 補助対象の内容（ただし、補助対象の内容に関係がない軽微な変更であると認める場合を除く。）
- (4) 補助金の交付決定後に、補助対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。
- また、既に受け取っている補助金がある場合は、返還していただくこととなります。
- ① 当該年度の末日までに移住しなかったとき、又は事業所改修や設備投資が完了しなかったとき。
  - ② 補助対象に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をしたとき。
  - ③ 応募又は補助金の交付申請の内容と著しく異なる内容を実施したとき。
  - ④ 応募又は補助金の交付申請の際に提出された書類に虚偽の記載があったとき。
  - ⑤ 補助金の交付決定後生じた事情の変更等により、補助対象の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。
- (6) 移住完了後は、実績報告書を提出していただきます。移住の実績や事業所改修及び設備投資費用を証するものとして、移住後の住所地が確認できる住民票や領収書（申請者名の宛名で費用内訳が分かるもの（宛名記載のないレシート等は不可））の写し、写真等も添付していただきます。提出書類は次の通りです。
- 事業実績報告書
  - 補助金等実績報告書（「鹿児島市補助金等交付規則」様式第4）
  - 移住後の住所地が確認できる住民票
  - 領収書（申請者名の宛名で費用内訳が分かるもの（宛名記載のないレシート等は不可））
  - 移住後に本市に主たる事業所を設けたことがわかる書類（税務署に提出した異動届出書などの書類の写し等）
  - 事業所の改修前後の写真又は設備投資を証する写真等
  - その他市長が必要と認める書類
- (7) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、移住

完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、当該目的に従って効率的に運用してください。対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円（税抜）以上のものとします。

- (8) 取得財産等について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。この場合において、当該取得財産等を処分することにより、収入がある場合には、その収入の全部又は一部を市に納付していただく必要があります。

## 10 お問い合わせ・申し込み先

鹿児島市 産業創出課 担当：今城

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

電話：099-216-1319 ファクス：099-216-1303

ホームページ：<http://www.city.kagoshima.lg.jp>

メールアドレス：san-sansou@city.kagoshima.lg.jp